



佐賀県公報

平成19年
11月21日
(水曜日)
第 12985号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(八四・まちづくり推進課) 一

告示

○保安林予定森林 (六二三・森林整備課) 一

公告

○肥料登録の有効期間の更新 (園芸課) 二

○開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 二

○兵庫東部地区伊賀屋換地区換地計画 (農地整備課) 二

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 三

教育委員会事項

○電子計算組織設備及び総合実践システムの購入に係る一般競争入札 (公告) 三

議会事項

◎佐賀県議会事務局に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 (訓令甲・一) 五

正誤

◎平成十九年十月三十一日付け佐賀県公報号外中訂正 (総務法制課) 五

公布された規則のあらまし

○佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八四号)

1 交差点及びその周辺の区域のうち、知事が指定する区域においては、映写等の類を表示する広告物の設置を禁止することとした。(第一条の二関係)

2 この規則は、平成二〇年一月一日から施行することとした。

規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八四号

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「立看板(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物に立て掛けられているものを除く。)、広告塔その他の土地に定着する広告物又は掲出物件及び電柱、街路柱等を利用する広告物(突出したものに限り。)」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を表示する広告物

二 立看板(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物に立て掛けられているものを除く。)、広告塔その他の土地に定着する広告物
又は掲出物件

三 電柱、街路柱等を利用する広告物(突出したものに限り。)

附則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

○告示

◎佐賀県告示第六百二十三号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

唐津市厳木町広瀬字西宇土二九一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○ 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成19年11月21日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保成分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は称	住所	
佐賀県肥第703号	なたね油かす及びその粉末	5.3造粒なたね油かす	窒素全量 5.3% りん酸全量 2.0% 加里全量 1.0%		理研農産化工株式会社	佐賀市大財北町2番1号	平成22年12月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年11月21日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

唐津市浜玉町横田下字古田870番1及び870番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

唐津市ニタ子二丁目7番51号

唐津土建工業株式会社

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（ほ場整備 担い手育成型）兵庫東部地区伊賀屋換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第97条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成20年1月4日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成19年11月21日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類
 県営土地改良事業 (ほ場整備 担い手育成型) 兵庫東部地区伊賀屋換地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間
 平成19年11月22日から平成19年12月20日まで

3 縦覧の場所
 佐賀市役所

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月21日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
23	唐津市鏡字山副1618番3及び1619番4	平成19年11月12日	4.86～5.00	5.37

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 教育委員会事項

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月21日

収支等命令者

佐賀県教育庁総務課長 松 尾 和 弘

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量 電子計算組織設備一式及び総合実践システム2式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成20年3月25日 (火)
- (4) 納入場所
 - ア 佐賀県多久市北多久町小侍23番地 多久高等学校
 - イ 佐賀県佐賀市神野東四丁目12番40号 佐賀商業高等学校
 - ウ 佐賀県鳥栖市平田町1110番8号 鳥栖商業高等学校
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程 (昭和41年佐賀県告示第129号) に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有する者であること。
- (2) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供することができる者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、納入しようとする物品等の機能等を説明する書類及び2の(2)を確認することができる書類を、平成19年12月19日 (水) の17時30分までに、4の(2)の場所に提出しなければならない。提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

4 入札説明書の交付

(1) 期間

平成19年11月28日（水）から平成19年12月11日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の8時30分から17時30分までの間

(2) 場所及び問い合わせ先

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県教育庁総務課 学校施設担当（新行政棟10階）
電話 0952-25-7224

5 入札書の提出等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

4の(2)の場所とする。

(2) 入札書の提出方法

(3)に示す期限の前については、平成20年1月7日（月）の17時30分までに4の(2)の場所に、当日の場合は(4)の場所に持参すること。郵送の場合は、4の(2)の場所に書留郵便で、平成20年1月7日（月）の17時30分までに提出すること。

(3) 入札書の提出期限 平成20年1月8日（火）14時

(4) 開札の日時及び場所

平成20年1月8日（火）14時
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県庁新行政棟10階 101号 会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(3) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) この調達契約は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased :

Electronic Computer Network System, one system, and Commercial Practice Computer Network System, two systems.
 (2) Delivery period : 25 March, 2008.
 (3) Time limit for tender : 11:00 A.M. 27 December, 2007.
 (4) For more information, Contact : Education Administration Division, Saga Prefectural Government.1-1-59 Jonai, Saga-Shi, Saga-Ken, 840-8570 Japan TEL 0952-25-7224

○ 議会事項

●佐賀県議会訓令第一号

佐賀県議会議事事務局に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

平成十九年十一月二十一日

佐賀県議会議長 石 丸 博

佐賀県議会議事事務局に勤務する職員の勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、佐賀県議会議事事務局に勤務する職員(以下「職員」という。)の勤務時間及び休憩時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

(休憩時間)

第三条 職員の休憩時間は、正午から午後一時までとする。

(早出遅出勤務時間)

第四条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)

第七条第一項に規定する早出遅出勤務を行う職員の勤務時間は、第二条の規定にかかわらず、次に掲げる勤務時間のいずれかとする。

- 一 午前七時三十分から午後四時三十分まで
- 二 午前八時から午後五時まで
- 三 午前九時から午後六時まで
- 四 午前九時三十分から午後六時三十分まで

(勤務時間等の特例)

第五条 前三条の規定にかかわらず、特別な事情を有する職員について適当と認める場合の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○ 正 誤

平成十九年十月三十一日付け佐賀県公報号外中訂正

項	箇 所	誤	正
1	上段 左から九行目	佐賀県庁	佐賀県教育庁
5	下段 左から十三行目	午後四時三十分	午後四時三十分まで
5	下段 左から七行目	午後四時十五分	午後四時十五分まで
15	上段 右から二行目	午後四時三十分	午後四時三十分まで
15	上段 右から八行目	午後四時十五分	午後四時十五分まで
38	上段 右から五行目	午後四時三十分	午後四時三十分まで

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十一月二十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

